令和４年１２月１９日　作成
令和５年　３月１３日　修正
令和５年　３月３１日　修正
令和５年　５月　１日　修正

# おいでよ！みえ旅キャンペーン

## 宿泊施設 募集要領

**【 お問い合わせ先 】**


**おいでよ！みえ旅キャンペーンコールセンター**（事業者向け）

全日 ９：００～１８：００

ＴＥＬ：０５０－３３５４－７６７７

**おいでよ！みえ旅クーポンコールセンター**（事業者向け）

全日 ９：００～１８：００

ＴＥＬ：０５０－３８１８－１８２９

□■□■□■□■□　目　次　□■□■□■□■□

１．　おいでよ！みえ旅キャンペーンの事業概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（１）おいでよ！みえ旅キャンペーンの目的
（２）おいでよ！みえ旅キャンペーンの概要
（３）おいでよ！みえ旅クーポンの概要
（４）おいでよ！みえ旅クーポンの取扱いに関する留意事項
（５）おいでよ！みえ旅クーポンの利用対象にならない商品等

２．　おいでよ！みえ旅キャンペーン　参加宿泊施設の募集　・・・・・・・・・・５
（１）参画条件
（２）おいでよ！みえ旅クーポンの取扱いに係る宿泊施設の責務等
①　基本的事項
②　利用に関する環境整備
③　システムの使用等
④　不正対策
⑤　禁止事項
⑥　免責事項
⑦　その他

３．　おいでよ！みえ旅キャンペーン　その他留意事項
（１）本事業の停止、中止　・・・・・・・・・・１１
（２）その他

４．　おいでよ！みえ旅キャンペーン参加登録、精算・換金手続きについて
（１）参加宿泊施設の登録　・・１２
①申し込み方法
②登録期間
③登録・承認・取消
（２）精算・換金手続

## １．　おいでよ！みえ旅キャンペーンの事業概要

### １-（１）おいでよ！みえ旅キャンペーンの目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている県内観光関連事業者の早期回復を図るため、全国旅行支援事業を実施します。
併せて、割引事業の利用者に対し、旅行開始日から旅行終了日までの間に参画店舗で利用可能な「おいでよ！みえ旅クーポン」を配布する事業を実施し、県内観光地での消費喚起を図ります。

### １-（２）おいでよ！みえ旅キャンペーンの概要

① 事業名称

おいでよ！みえ旅キャンペーン（全国旅行支援）

② 旅行商品の販売者

ア　全国旅行支援参画の旅行会社及びオンライン旅行代理店（OTA）

イ　全国旅行支援参画の宿泊事業者

③ 旅行代金・宿泊代金の補助及びクーポン交付額

補助及び交付額については次表のとおりとする。

ア 平日における補助及び交付額

| １人１泊あたりの旅行代金 | 旅行代金の補助率 | クーポン交付額 |
|---|---|---|
| ３，０００円以上 | ２０％ | ２，０００円 |
| ３，０００円未満 | 割引なし | 配布なし |

イ 休日における補助及び交付額

| １人１泊あたりの旅行代金 | 旅行代金の補助率 | クーポン交付額 |
|---|---|---|
| ２，０００円以上 | ２０％ | １，０００円 |
| ２，０００円未満 | 割引なし | 配布なし |

④ 平日と休日の定義は次のとおりとする。

宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合は、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外は「平日」として扱う。

1-（３）おいでよ！みえ旅クーポンの概要

① 名称　　「おいでよ！みえ旅クーポン」

② 発行者　　三重県

③ 発行形態　電子クーポン

④ 導入システム　region PAY ALPHA（※）のアプリケーションを活用し、旅行期間中に三重県内の取扱店で利用できる決済ポイントを付与する。

※各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済用アプリケーション

⑤ 有効期間　旅行開始日から旅行終了日まで

⑥ 配布対象者　全国旅行支援事業を利用し、県内旅行（宿泊あり、又は日帰り）を行う旅行者。

⑦ 配布方法　本事業への参画登録を行った旅行事業者等又は宿泊施設を運営する者が、旅行者に配布する。

⑧ 利用可能エリア　三重県内

⑨ 利用可能店舗　おいでよ！みえ旅クーポン事務局（以下「事務局」という）の登録を受けた店舗（事務局の登録を受けて電子クーポンを取り扱う店舗を言う。以下同じ）

土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、タクシー、レンタカー等の観光関連事業者

⑩ 給付額　　全国旅行支援事業を利用し、宿泊を伴う旅行１泊あたりまたは日帰り旅行１回あたりの給付額※１

（１）平日、1人あたり2,000円分

（２）休日、1人あたり1,000円分

---

※１　利用者は、電子クーポンを１円単位で使用できます。

1-（４） おいでよ！みえ旅クーポンの取扱いに関する留意事項

① 電子クーポンは、商品の販売又はサービスの提供等の取引において利用可能とする。

② 電子クーポンは、第三者への譲渡、転売、現金との引き換えは不可とする。

③ 電子クーポンを利用して購入した商品又はサービス（以下「商品等」という。）の返品、返金は不可とする。

④ 電子クーポン（QRコードを含む）の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者及び事務局は責を負わない。

※電子クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合がある。

1-（５） おいでよ！みえ旅クーポンの利用対象にならない商品等

観光地における消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下の商品等については、電子クーポンの利用対象としない。

| 区 分 | 事 例 |
|---|---|
| 行政機関等への支払い | ○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課<br>○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）<br>○宝くじ（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に基づくもの）※２、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）に基づくもの）※３<br>○その他（公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等）<br>※ ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象 |
| 日常生活における継続的な支払い | ○電気・ガス・水道・電話料金等<br>○ＮＨＫ放送受信料<br>○不動産賃料<br>○駐車場の月極・定期利用料<br>※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象<br>○保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等） |

---

※２ ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ 5等

※３ toto、BIG 等

| 区 分 | 事　例 |
| --- | --- |
| 換金性の高いものの購入 | ○金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）<br>○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等<br>○金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等） |
| その他 | ○三重県内でサービスが完結しないもの<br>○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等<br>○授業料、入学検定料、入学金等<br>※アクティビティのガイド料等は対象<br>○宿泊代金又は旅行商品の代金<br>○たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ<br>○既存の債務の弁済<br>○各種サービスのキャンセル料<br>○電子商取引<br>○無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの<br>○公序良俗に反するもの<br>○社会通念上不適当とされるもの<br>○その他三重県がクーポンの使用対象として適当と認めないもの<br>○その他各取扱店が指定するもの |

＜注＞

当事業は観光地支援のために、幅広い観光関連事業者に当クーポンが行き渡ることを目的としております。宿泊施設館内でご利用の飲食代、お土産代、エステ代等をお部屋付けで宿泊代金と同時に精算された場合は、当クーポンはご利用いただけません。 ただし、お部屋付けにされず、直接お支払いされる場合は、この限りではありません。（※取扱店の登録は必要です。）

## ２．　おいでよ！みえ旅キャンペーン　参加宿泊施設の募集

### ２-（１）参画条件

本要項に基づき、参加宿泊施設は次の要件をすべて満たすものとする。

① 三重県内にある宿泊施設で、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第２項から第４項の営業許可、または住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）の届出など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること。

② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和２３年法律第１２２号）の第２条第６項第４号に規定する施設ではないこと。

③ region PAY ALPHA のシステムにログインし、お客様情報等を入力して、QR コード付きの地域クーポンを Ａ４サイズ用紙に印刷し、クーポン受領等に係る関係書類を印字・出力できる機材を準備し、利用者に対して、署名の収受等の所定手続きを行うことができること。

④ 次のいずれにも該当するものでないこと。

ア「三重県暴力団排除条例」（平成22年三重県条例第48号）を遵守しない者

イ　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

ウ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

エ　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　法令に則った営業許可を取得していない者

ク　三重県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

⑤ その他公序良俗に反した営業等を行っていないこと。

2-（２）おいでよ！みえ旅キャンペーン参加宿泊施設の責務等

本事業参加宿泊施設は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 基本的事項

ア　宿泊施設用マニュアル及びそれらに関連して発信される情報並びに公式サイト記載事項等に従い、電子クーポンの発行等を行う。その他必要な事務局の指示を遵守すること。

イ　電子決済システム region PAY ALPHA（詳細は宿泊施設用マニュアルに記載）を利用して地域クーポンの適切な発行管理及び配布を行うこと。

ウ　直接予約を受付ける宿泊施設においては、事務局が指定する内容により、宿泊実績等を管理、報告すること。

エ　本事業を積極的に広報すること。

オ　手数料を上乗せして請求する等、電子クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わないこと。

カ　本事業が国の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、対象商品の本来の価格と補助金の交付に関する内容を明示し、補助金の交付があることを利用者が明確に認知できるようにすること。（宿泊予約が直接予約を受けている（直接予約）の場合は、region PAY への金額表示をはじめ、利用者に手交する請求明細等でも補助金運用額がわかるように明示し、手交すること。）

キ　本事業以外の国又は地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えないこと。

ク　架空予約など、旅行や施設の予約を捏造しないこと。

ケ　利用者が加盟宿泊施設を予約したものの実際には加盟宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為への補助金適用やほう助や教唆等をしないこと。

コ　宿泊代金の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。

サ　宿泊の受付に際しては、取引先等の関係者への優先販売を禁止すること。

シ　三重県及び事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

ス　不正利用防止を排除するために必要な措置を講じること

セ　関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。

② 利用に関する環境整備

ア　直接予約を受付ける宿泊施設においては、宿泊事業者用マニュアルに規定する「参加同意書兼受領書」をはじめとする関係書類を印字・出力できる機材を準備すること。

イ　直接予約を受付ける宿泊施設においては、利用者に対して、本人確認書類、氏名の署名を求める「参加同意書兼受領確認書」を手交し、管理・保管できるフロントスタッフを配置すること。

ウ　電子クーポンの発行方法含め、本事業に従事する従業員に宿泊施設用マニュアルに記載の内容を周知すること。

③ システムの使用等

ア　参加宿泊施設が、本サービスを利用するために通信機器、ソフトウェアその他これらに付随する全ての機器を使用した場合は、自己の費用と責任によるものとする。また、本サービスに関する本事業または第三者のシステム（以下「本事業システム等」といいます。）を使用する場合は、自己の費用と責任において、参加宿泊施設が任意に選択した電気通信サービスまたは電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとする。

イ　参加宿泊施設は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の使用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとする。

ウ　参加宿泊施設は、本事業システム等を複製、修正、改変または解析してはならないものとする。また、参加宿泊施設は本事業システム等を第三者に貸与または利用させてはならず、本事業システム等またはその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとする。

④ 不正対策

ア　参加宿泊事業者が関与する行為を通じて、当該事業者又は利用者が不正に利益を得た場合、当該事業者は、本事業での不正に伴い得た利益について一切の責任を負い、事務局が指定する期日迄に当該金額を事務局に返還することとする。また事務局は、当該事業者名等を公表し、不正等の内容について被害届を所轄警察署に提出する。

イ　参加宿泊事業者が本規約に違反する行為、その他本事業の利用における不適切な行為に起因して、三重県及び事務局又は第三者に直接的又は間接的に損害（合理的な弁護士費用を含みます）を生じさせた場合、当該事業者は損害を受けた三重県及び事務局又は第三者の請求に従い、これを賠償しなければならない。

ウ　参加宿泊事業者は、事務局の要請に基づく本事業への参加停止中及び参加取消等の後においても、三重県及び事務局又は第三者に対する本規約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含むが、これに限らない。）を免れるものではない。

エ　事務局は、本規約に定める禁止行為等に該当あるいは遵守事項を逸脱する参加宿泊事業者が存在すると認識した場合、もしくは禁止行為等に該当あるいは遵守事項を逸脱するおそれがあると判断した場合、その他事務局が必要と認める場合において、当該事業者に対し、禁止行為等の中止および遵守事項を満たすよう求めることがあり、当該事業者は、事務局が定める期間内に当該要求に応じるものとする。また事務局は、当該事業は名等を公表し、不正等の内容について被害届を所轄警察署に提出する。

オ　参加宿泊事業者が発行した地域クーポンの紛失や誤配布等により、本来流通すべきではな

い地域クーポンの使用が確認された場合、当該宿泊事業者は、その管理責任において当該使用額を補填する責を負うこととする。

カ　その他、事務局または三重県が必要に応じて報告や立入調査を求めた場合は、これに協力する。

⑤ 禁止事項

本事業の利用について、参加宿泊施設の故意又は過失を問わず、次の各号のいずれかの行為（それらを誘発する行為や準備行為を含む。）を禁止する。

ア　参加登録資格の偽装、虚偽報告、支援金受給に関する偽造・悪用・濫用する行為

イ　本事業における補助金の不正適用、利用者に不正を促す行為、及び自己取引、架空取引、虚偽報告などの不正行為

ウ　他の参加宿泊施設や利用者と共謀又はそれらを脅迫し、支援金を不当に受給する行為

エ　同一利用者が同日に複数回の宿泊を行うなど、本事業の重複利用を容認する行為

オ　本事業の参加宿泊施設のみが知り得る一切の情報等を第三者に売買、譲渡、開示する行為

カ　本事業に必要となる「参加同意書兼受領確認書」等の確認書類を所定の期日内に提出しない行為

キ　法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為

ク　公序良俗に反する行為

ケ　事務局、本事業の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、 名誉、信用、その他の権利又は利益を侵害する行為及びその恐れがある行為

コ　本事業の内容等、本事業に含まれる著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害する行為及びその恐れがある行為

サ　事務局が事前に許諾しない本事業上での宣伝、広告、勧誘、又は営業行為

シ　本事業を構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為

ス　本事業の運営を妨害する行為

セ　風説の流布、偽計、威力その他不正な手段を用いて本事業及び事務局の信用を毀損する行為

ソ　他の施設、第三者又は事務局を誹謗中傷する行為

タ　事務局からの問い合わせ、その他の回答を求める連絡に対して１週間以上応答しない行為

チ　その他、事務局が不適切と判断する行為

⑥ 免責事項

ア　参加宿泊施設が、自らの都合により本事業への参加を中止・変更したことにより、利用者及び利用予定者に損害が発生した場合であっても、事務局は一切の責任を負わないものとする。

イ　事務局は、本事業の公式サイト及びシステム等について、一切のエラー・バグ・不具合等がないこと、参加宿泊施設に適用される法令又は内部規則等に適合すること、その他参加宿泊施設が期待する性質を有することを保証しません。

ウ　事務局は、適宜コンピュータ・ウィルスに関して技術的防護策を講じますが、公式サイトで提供する情報やサービスに関して、コンピュータ・ウィルスに感染していないことを保障するものではありません。本サイトならびにリンクが設定されている他のサイトから取得された情報の利用によって発生したウイルスなどによる損失や損害に対しては一切の責任を負わないものとする。ただし、当該損害が事務局の故意又は重過失により生じた場合は除く。

エ　事務局は、本事業で利用するデジタル・プラットフォーム事業者、クラウド事業者が提供するサービス等に一切のエラー・バグ・不具合等がないことを保証するものではなく、これらのエラー・バグ・不具合等による利用者の損失や損害に対して一切の責任を負わないものとする。ただし、当該損害が事務局の故意又は重過失により生じた場合は除く。

オ　旅行当日又は旅行出発前に適用条件にそぐわない等の事由で、利用者と発行事業者との間にて取消料やプラン変更等に伴う宿泊代金等の変更等が生じた場合、又は宿泊が出来なかった等の事象が発生した場合において、事務局は取消料および差額代金等の負担を始めとする一切の責任を負わないものとし、当該宿泊事業者の責任と費用において解決するものとする。

カ　地域クーポンの発行不備等、参加宿泊事業者の故意・過失により地域クーポンの使用が不可能となった場合、利用者に生じた直接的な損害について、事務局は一切の責任を負わないものとし、当該事業者の責任と費用において解決するものとする。

キ　事務局は、電子クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して責を負わない。

ク　事務局は、債務不履行、不法行為その他法律上の請求原因の如何を問わず、本事業又は本規約に関連して参加宿泊施設が被った損害について、事務局の故意又は重過失に起因する場合を除き、賠償する責任を一切負わない。

ケ　事務局の故意又は重過失に起因する場合又は消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用その他の理由により、本項その他事務局の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず事務局が参加宿泊施設に対して損害賠償責任を負う場合においても、事務局の責任は、事務局

の債務不履行又は不法行為により利用者に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとする。

⑦ その他

ア（紛争処理）参加宿泊施設は、電子クーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、参加宿泊施設と電子クーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、参加宿泊施設の費用と責任をもって対処し解決にあたるものとする。

イ（変更）事務局は、公式サイトへの掲示又は事務局が定める方法により責務等の内容を変更できるものとし、参加宿泊施設には、変更後の規約が適用されることとする。なお、本事業の実施に関わる重大な変更を行う場合は、当該掲示に加えて、事務局から参加宿泊施設へ個別に通知するものとする。参加宿泊施設は、自己の責任で随時本規約の最新の内容を公式サイトなどで確認するものとし、変更に伴い本規約に同意できない場合には本事業への登録取消を遅滞なく申し出るものとする。また参加宿泊施設は、業態が変更されるなど、本サービスの利用開始時に確認した事項に著しい変更があった場合には、事務局に報告するものとする。

## ３．　おいでよ！みえ旅キャンペーン　その他留意事項

３−（１）本事業の停止、中止

① 事務局は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、参加宿泊施設への事前通知をすることなく、本事業の全部又は一部の提供を停止、又は中断することができるものとする。なお、本事業の停止・中断に関しては、事務局が運営する公式サイト、その他事務局が定める方法で通知するものとする。

ア　天変地異、暴動、騒乱、地震、落雷、火災、停電又は天災などの不可抗力により、本事業の実施が困難となった場合

イ　本事業にかかるコンピューターシステムの保守点検又は更新を行う場合

ウ　コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本事業に関わるシステムに支障が生じた場合

エ　コンピューター又は通信回線等が事故等により停止した場合

オ　通信事業者のサービスの中止・中断・変更があった場合

カ　三重県が定めた予算額の上限に達した場合

キ　三重県において、国によるまん延防止等重点措置の適用又は緊急事態宣言の発令がなされた場合

ク　その他、事務局が本事業の実施が困難と判断した場合

3-（2）その他（ご案内）

①「募集要領」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局がみえ観光の産業化推進委員会（三重県観光誘客推進課）と協議のうえ、その都度対応を決定します。

②本事業用にデザインされた「おいでよ！みえ旅クーポン」の肖像使用を含む広報告知物・掲出等については事前に承認が必要となります。

③国及び三重県の方針等により、内容が予告なく変更される可能性がある旨予め了承願います。

## 4．　おいでよ！みえ旅キャンペーン　参加登録、精算・換金手続きについて

4-（1）参加宿泊施設の登録

① 申し込み方法

参加宿泊施設登録希望者は、この「募集要領」に同意の上、申し込みフォームよりご登録ください。

②登録・承認・取消

申込みのあった事業者については、事務局の審査を経て、参加宿泊施設として承認します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、承認を取り消すことがあります。

ア　申込内容に虚偽・不備等があった場合

イ　参画条件を満たさないことが判明した場合等の事由により、承認を取り消すと判断した場合

4-（2）精算・換金手続

① 地域クーポンの発行管理は、宿泊事業者登録後に送付する ID・PWを用いて、region PAY ALPHA システムの管理画面にて適切に管理・確認すること。

② 地域クーポンの発行は、region PAY ALPHA システムにて QR コードの印字された地域クーポンを旅行者１名、１泊につき１枚印刷し、クーポン受領確認書を旅行者へ手交し、署名をもらった確認書を提出することで、利用実績の確認書類とする。

③ 地域クーポンの発行とクーポン受領書の手交が確認できない場合には、旅行（宿泊）の補助金も適用とならないものとする。

④ 旅行事業者及び、OTA を通じた旅行（宿泊）代金の補助金は、別途設けられる全国旅行支援統一窓口事務局を通じて、精算するものとする。

⑤ 宿泊施設が自社サイト、FAX 等で直接承った旅行（宿泊）のみ、別途マニュアルに記載される補助金申請書等を用いて、事務局と精算を行う。

⑥ 振込については、後日送付の宿泊事業者用マニュアルに記載のスケジュール（概ね１か月に１回）を目安に、事務局による確認を経て口座への振込を実施する。

⑦ region PAY ALPHA の決済手数料、換金手数料は発生しない。